

## 各種保険手続きについて

病院においての治療費の支払いはかかった費用のうち、健康保険の自己負担金分を窓口で支払うのですが、補装具の場合は「療養費の立替払い」という形態をとり、一度補装具製作会社に補装具代金を全額支払い、後から健康保険に申請し、保険負担分を返金する手続きをとる事となっています。

装具代金を健康保険へ申請するには次の三通が必要です。

- ★医師の証明書
- ★当社発行の領収書
- ★療養費支給申請書（各申請先の窓口にあります）

### 【 代金の請求先 】

- 全国健康保険協会・・・各事業所または管轄の健康保険協会
- 組合保険・・・各所属の健康保険組合
- 共済組合・・・各所属の共済組合
- 国民保険・・・市区町村役場の国民保険係

※申請書を記入する際には印鑑・振込先口座の分かるもの・健康保険証が必要です。

※マイナンバーが必要な場合もあります。

### ◆◇◆労働災害・通勤災害の方は◆◇◆

- ★医師の証明書
- ★当社発行の領収書
- ★申請用紙

※労働災害の方は、療養補償給付たる費用申請書 様式第7号(1)が必要です。

※通勤災害の方は、療養補償給付たる費用申請書 様式代16号5(1)が必要です。

【全額返金されます。】

- ◎代金の請求先・・・各事務所経由労働基準監督署

※申請書を記入する際には印鑑・振込先口座の分かるものが必要です。

## ◆◆◆後期高齢者医療の方は◆◆◆

★医師の証明書

★当社発行の領収書

★療養費支給申請書（市区町村役場の後期高齢者医療の窓口にあります）

◎代金の請求先・・・市区町村役場の後期高齢者医療の係

※申請書を記入する際には印鑑・振込先口座の分かるもの・健康保険証が必要です。

※マイナンバーが必要な場合もあります。

## 《 助成金請求について 》

### ① 医療費助成

病気・けがで健康保険を適用した場合、被保険者・被扶養者には2割～3割の自己負担金がかかりますが、公衆衛生の向上や経済的弱者を救済する社会福祉的な目的の為、医療費を国や地方自治体で負担する制度があります。

【乳幼児医療費助成】【障害者医療費助成】【ひとり親家庭医療費助成】等ありますが、収入や各種制限があり、各助成とも【医療証】が交付されないと対象になりません。補装具代金にも、この制度が適用され、各医療証をお持ちの方は自己負担金分の返金を受ける事ができます。

この手続きには医師の証明書の写し（コピー）・装具代領収書の写し（コピー）が必要になります。健康保険へ申請される前に必ずコピーをとっておいて下さい。

先に健康保険へ申請していただき、支払い決定通知書（健康保険へ申請し、返金された後、ご自宅に送付されます。）を受領後、お住まいの市区町村役場へ申請して下さい。

※国民保険ご加入の方は、健康保険への申請と一括して申請できる場合もあります。

### 《申請に必要な書類》

★健康保険証

★医療受給者証

★医師の証明書の写し（コピー）

★装具の領収書の写し（コピー）

★支払い決定通知書

★印鑑

★振込先口座の分かるもの

☆☆☆この申請をされる事によって自己負担分が返金されます。☆☆☆

## ② 日本スポーツ振興センター

幼稚園から高等専門学校までの児童・生徒が、通学途中や学校内でケガをした場合、日本体育・学校健康センターより、医療費が支給されます。その内訳は、医療費の自己負担金額3割分プラス1割で、補装具代金の4割分の金額が支払われます。

《申請に必要な書類》

★装具の領収書の写し（コピー）

★日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の支払い請求用紙

《別紙3(6)治療用装具/生血 明細書》